平成２２年（フ）第９２５３号
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑12―２―204
破産者　中村　圭庫
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２６０号
神奈川県横浜市港南区野庭町855―７　新井方
破産者　正木　久雄
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２６４号
東京都練馬区春日町２丁目27―21　ピースカーサＦ107
破産者　九島　　功
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３０５号
埼玉県さいたま市南区鹿手袋１丁目５－８
破産者　粟屋　圭子
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４３６号
埼玉県越谷市相模町７丁目192―11
破産者　村田　正利
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５５６号
東京都八王子市松が谷21―５－１
破産者　赤間　浩美
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５５７号
東京都八王子市松が谷21―５－１
破産者　赤間　浩二
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７０８号
東京都八王子市椚田町273―203
破産者　赤羽根圭助
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７０９号
東京都八王子市椚田町273―203
破産者　赤羽根タイ
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７１０号
東京都八王子市椚田町273―203
破産者　赤羽根一光
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７６４号
東京都中野区野方６丁目36―13―201
破産者　遠藤　雅彦
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８１０号
東京都福生市南田園１丁目４―13―110
破産者　櫻井　吉幸
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８１４号
神奈川県大和市中央林間１丁目11―17―204
破産者　尾出　慶子（旧姓日下）
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８５４号
千葉県市川市大野町３丁目1790―12―302
破産者　橋本　智子
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８５８号
千葉県茂原市榎神房335―５
破産者　高橋十四夫
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８６８号
東京都大田区中央４丁目33―２
破産者　前川　重雄
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８９４号
東京都江東区北砂３丁目16―13、開始決定時の住所東京都江東区北砂４丁目10―22―302
破産者　後藤由美子
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９１３号
埼玉県蕨市北町３丁目１―30―103
破産者　筒渕　泰明
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９１６号
千葉県我孫子市根戸1751―２―202
破産者　加賀美貴之
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００１９号
東京都練馬区関町北４丁目33―31―１―201
破産者　高見　君枝
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００３１号
東京都東村山市富士見町３丁目２－３―315
破産者　加藤　正男
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２１３号
千葉県我孫子市若松128―６
破産者　森田大二郎
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３４号
埼玉県入間郡三芳町大字上富字上永久保1706番地の３
破産者　有限会社山田鐵工
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部